

以前お話した「グレーゾーン金利」で設定された金利で返済をしていたお金が、

払いすぎていたお金、「過払い金」です。払いすぎていた金利なので、当然請求し取り戻すことができます。

年利20%以上で、5年以上返済を続けている場合は、過払い金が発生している可能性があります。

①今利用しているキャッシングで、すぐにお金が戻っているわけではありません。

払いすぎていた金利分はまず元金に充当され（概ね5年）、元金がゼロになってから過払いとなります。

②過払い金返還請求は、破産の場合と違って、借金の原因がギャンブルや浪費であって可能です。

③ショッピングで使ったカ

ードローンは、割賦契約であるため、過払い金の対象外となります。

④すでに借金を完済していても過払い金の返還を求めることが可能です。しかし、こうした請求の時効は10年。これを過ぎると手続きが面倒になります。

過払い金とは本来支払う必要のない金利。心当たりのある方は相談されてはいかがでしょうか？

借金整理、悩まず相談を！

債務整理 離婚 相続 他

三田中央事務所

司法書士・土地家屋調査士 田嶋 徳之

クレサラ 無料相談 ☎079-561-2050  
tajima\_to-ki@nifty.com

三田市中央町4-5 三田ビル5F(市役所向かい)